

〔47 釈 文〕 勢多郡森下村祭礼子供踊り開催願

(文化二年：一八〇五)

指出シ申一札之事

一 祇園天王祭之義、去ル申年常祭礼

被_二 仰付_一、是迄年々仕来り候処、此度

惣村若者義者不_レ及_二申_一、村中一統

落合承知之上、拾ヶ年間大願_二御座候間、

屋たい_二而少々之小供踊仕度御座候、

右之段

御上様江御願被_レ下度願上候、右願

之通り被_二 仰付_一被_二下置_一候ハ、拾ヶ年之間

無_二相違_一可_レ仕候、何卒御願可_レ被_レ下候、

右祭り踊被_二 仰付_一被_二下置_一候ハ、踊一件

二付若者上_二而喧嘩口論等決而

仕間鋪候、為_二後日_一一札、仍而如_レ件

願人

若者惣代

文化二年丑ノ二月

伊之八

武右衛門

名主

音次郎

政右衛門殿

甚八

惣御役人中

嘉十郎

【47読み下し文】

指し出し申す一札の事

一 祇園（ぎおん）天王祭の義、去る申年常祭礼

仰せ付けられ、是迄（これまで）年々仕来たり候処、此の度

惣村（そうそん）若者義は申すに及ばず、村中（むらじゆう）一統

落ち合い承知の上、拾ヶ年間大願に御座候間、

屋たい（台）にて少々の小（子）供踊り仕（つかまつ）り度（たく）御座候、

右の段

御上様（うえさま）へ御願い下され度願い上げ候、右願い

の通り仰せ付けられ下し置かれ候はば、拾ヶ年の間

相違無く仕るべく候、何卒（なにとぞ）御願い下さるべく候、

右祭り踊り仰せ付けられ下し置かれ候はば、踊り一件

に付若者上にて喧嘩（けんか）口論（こうろん）等決して

仕る間鋪（まじく）候、後日の為（ため）一札、仍（よつ）て件の如し

願人

若者惣代

文化二年丑ノ二月

伊之八

武右衛門

名主

音次郎

政右衛門殿

甚八

惣御役人中

嘉十郎